

# 定 款

令和5年10月21日改正

日本スキー場開発株式会社

# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、日本スキー場開発株式会社と称し、英文では Nippon Ski Resort Development Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. スキー場の運営、管理
2. 宿泊施設の運営、管理
3. 飲食店の運営、管理
4. リゾート施設の運営に関するコンサルティング
5. 書籍の出版、販売
6. 索道事業
7. 駐車場の経営
8. 広告事業
9. 製商品の販売又は販売代理
10. 電力供給に関するコンサルティング
11. 電気及び機械設備部品の開発・施工・据付・製造販売
12. 有価証券の保有、投資、運用、売買、管理
13. 前各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理すること
14. 旅行業法に基づく旅行業
15. 不動産の売買、交換、賃貸借、管理、仲介
16. 地域開発の調査、企画、設計、コンサルティング
17. 損害保険代理業
18. 古物営業法に基づく古物商
19. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を長野県北安曇郡白馬村に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監

査人を置く。

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、32,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿、及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則に

よる。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ隨時これを招集する。

(招集者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

- 2 株主総会は、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2

以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会の議事の経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 19 条 当会社の取締役は 3 名以上とする。

(選任決議)

第 20 条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において、議決権行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役社長)

第 22 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役 1 名を選定するものとし、代表取締役を社長とする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前に各取締役及び監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって区分して定める。

(取締役の責任限定契約)

第 30 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 31 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(選任決議)

第 32 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

(任期)

- 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

- 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

- 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(補欠監査役)

- 第36条 当会社は、法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任（以下予選という）することができる。
- 2 補欠監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主三分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。
- 3 予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。
- 4 予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(監査役会の決議の方法)

- 第37条 監査役の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

- 第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

- 第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって区分して定める。

(監査役の責任限定契約)

第 41 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 会計監査人

(選任決議)

第 42 条 会計監査人の選任決議は、株主総会において、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計算

(事業年度)

第 45 条 当会社の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 46 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第 47 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 1 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第48条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

## 履歴

(改正)	平成18年10月30日
(改正)	平成21年10月29日
(改正)	平成22年10月28日
(改正)	平成23年10月27日
(改正)	平成24年7月18日
(改正)	平成26年4月11日
(改正)	平成26年10月28日
(改正)	平成26年12月26日
(改正)	平成27年10月27日
(改正)	平成28年2月1日
(改正)	平成28年10月24日
(改正)	平成29年10月24日
(改正)	平成30年10月20日
(改正)	平成30年11月1日
(改正)	令和1年10月19日
(改正)	令和4年10月22日
(改正)	令和5年10月21日